

反社会的勢力との関係遮断に向けた各種規定の改定等について

J Aバンク静岡では、平成 19 年 6 月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)に基づく取組みとして、平成 22 年 10 月 1 日より、普通貯金・定期貯金・当座勘定などの各種貯金規定や、その他の取引の規定等に社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入することといたしました。

本条項では、新たにお取引をお申し込みいただく際に、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をご提出いただくこととし、本表明・確約に関する同意をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただくほか、すでにお取引いただいている場合でも、貯金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、解約等の対象となります。なにとぞ、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、J Aバンク静岡では反社会的勢力との関係遮断につとめてまいります。

《今回導入した暴力団排除条項》

次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ①貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②貯金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

以上